

(2) 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】7-2 【事業名】川西能勢口駅周辺含む東側エリアまちづくり調査・研究事業

【事業実施時期】	令和8年度～		
【実施主体】	一般財団法人川西市まちづくり公社、川西市		
【事業内容】	川西能勢口駅周辺のにぎわい創出に向けた調査・研究を行い、まちづくり基本構想を策定する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標① こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する		
【目標指標】	目標指標① 歩行者・自転車通行量(休日)		
【活性化に資する理由】	川西能勢口駅周辺からみつなかホールまでの東側エリアのにぎわい創出に向け、東側エリアをワンパッケージとして面的に捉えながら調査・研究を行うとともに、こども・子育て世代をはじめ、多世代向けの新しい空間の創出をイメージしたまちづくり基本構想を策定した上で民間事業者と対話を重ね、市場性を確認しつつ、まちなか空間の魅力向上に向けた検討を行い、実行段階へ移行する。 中心市街地において魅力的な場の提供に寄与する本事業は、『こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年度～	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		